

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ漁業	2	定めなし	共第 14 号共同漁業権の漁場の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	中郡大磯町又は同郡二宮町に漁業根拠地を有し、かつ共第 14 号共同漁業権の漁場の区域においてなまこ漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	固定式刺し網、たも網、みづき漁法、裸もぐり漁法及び徒手による採捕に限る。	令和 5 年 3 月 1 日から同月 3 日まで	許可をした日から令和 7 年 11 月 30 日まで